

江別市スポーツ協会規約

目 次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 目的及び事業 (第3条・第4条)
- 第3章 組織 (第5条―第10条)
- 第4章 会議 (第11条―第13条)
- 第5章 専門部会 (第14条)
- 第6章 事務局 (第15条)
- 第7章 会計 (第16条・第17条)
- 第8章 補則 (第18条)
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、江別市スポーツ協会（以下、本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、江別市民体育館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、市内に組織されるスポーツ団体を総括し、その団体との連絡調整を図るとともに、スポーツの振興と普及を通して、市民の健全な発展と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ団体との連絡調整に関すること。
- (2) スポーツ団体の育成強化に関すること。
- (3) スポーツ活動の調査研究に関すること。
- (4) スポーツ施設の整備充実に関すること。
- (5) スポーツ大会、講習会等スポーツに関する各種行事の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツ功労者及び優秀競技者の表彰に関すること。
- (7) 江別市スポーツ少年団に関すること。
- (8) その他本会の目的達成に関すること。

第3章 組織

(組織)

第5条 本会は、市内に結成されているスポーツ団体及び関係団体（以下「加盟団体」という。）をもって組織する。

2 加盟団体に関し、必要な事項は理事会において別に定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 理事は、各加盟団体において1名を選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 理事長は、会長の指示に基づき会務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長の指名した副理事長がその職務を代理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、必要な事項を審議する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

第10条 本会に、総会の推薦により、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、重要な会務の諮問に応じる。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第12条 総会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は、理事及び各加盟団体から2名ずつ選出する評議員をもって構成し、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 本会の運営に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。

- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって構成し、総会の決定事項その他会務遂行上必要な事項を審議執行する。

第5章 専門部会

(専門部会)

第14条 本会に専門的事項を調査審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。

第6章 事務局

(事務局)

第15条 本会の会務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会計

(会計)

第16条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 加盟団体負担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他収入

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第8章 補則

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和63年6月2日から施行する。

(旧規約の廃止)

2 江別市体育協会規約（昭和36年9月15日制定。以下「旧規約」という。）は、廃止する。

(経過規定)

3 この規約施行の際、現に旧規約により会長、副会長、理事長、副理事長及び監事の職にある者については、それぞれこの規約による会長、副会長、理事長、副理事長及び監事と、常任理事の職にある者については、理事と、理事の職にある者については、評議員と見なす。

附 則

この規約は、2020年4月1日から施行する。